

## 共通事項

### 申告に必要なもの

- ・印鑑
- ・各種書類の写し「マイナンバー（個人番号）カードまたは通知カードおよび本人確認できるもの（運転免許証、健康保険証など）」
- （7ページ参照）
- ・本人名義の預金通帳など（口座番号がわかるもの）
- ・給与・公的年金などの源泉徴収票（原本のみ可。年金支払通知書は不可）
- ・控除を受けるための証明書など

医療費控除：領収書、証明書、内容をとりまとめた計算明細書

社会保険料・障害者控除：領収書、証明書など

生命保険料・地震保険料控除：控除証明書

扶養・配偶者（特別）控除：その方の所得がわかるもの

寄附金控除：寄附した団体の領収書など

## 市県民税申告会場での 所得税申告

市県民税の申告会場で、所得税申告の一部が相談できます。

- ・給与所得（年末調整をしていない場合など）
- ・公的年金などの雑所得
- ・医療費控除、寄附金控除など

※以下の申告は相談できませんので、ご注意ください。

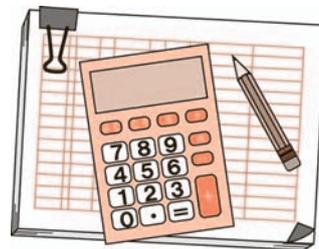
- ・事業所得（営業・農業）、不動産所得、土地・建物・株式などの譲渡所得、山林所得、申告分離選択の配当
- ・住宅借入金等特別控除（住宅ローン控除）を初めて受ける
- ・贈与税、消費税

※ふるさと納税のワンストップ特例制度を申請された方が申告する場合は、適用が受けられなくなります。

※申告内容によっては、他の資料が必要な場合があります。

※国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料の納付額のお知らせは1月下旬に発送します。

・申告用紙  
2月1日（水）から税務課市県民税担当、申告期間中は各会場にもあります。



## 所得税の確定申告書は、国税庁ホームページまたはe-taxで作成できます！！

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」を利用すれば、画面の案内に従って金額などを入力することにより、税額などが自動的に計算され、計算誤りのない申告書を作成することができます。

申告書の作成には、「確定申告書等作成コーナー」を利用し、**作成した申告書は印刷して税務署に郵送などにより提出**してください。

また、「e-Tax（電子申告）」を利用して提出することもできます。マイナンバーカードを利用して、ご自宅などのパソコンからe-taxで送信する場合は、本人確認書類を別途送付する必要はありません。

ホームページ [国税庁 作成コーナー](#) [検索](#)

